

角田市学校適正規模検討委員会（第1回）

日時 令和6年3月18日（月）  
午後7時～  
場所 301会議室

～ 次 第 ～

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 正副委員長互選
- 5 正副委員長あいさつ
- 6 角田市教育委員会からの検討依頼
- 7 議 事
  - (1) 角田市学校適正規模検討委員会の議事録作成等要領（案）について【資料1】
  - (2) 角田市学校適正規模検討委員会の設置の経緯
    - ① 「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（令和2年1月）」について【資料2-1 2-1（参考資料）】
    - ② 「角田市学校の適正規模等に関する基本構想の見直しについて（令和5年3月）」について【資料2-2 2-3】
    - ③ 「角田市学校等児童生徒数の推計」について【資料2-4】
  - (3) 角田市学校の適正規模・適正配置等に関する保護者アンケート実施要領（案）について【資料3-1 3-2】
  - (4) 今後のスケジュールについて【資料4】
  - (5) その他

角田市学校適正規模検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職1	役職2
1 地域代表者	高橋 輝昭	角田地区行政区長会会長	東仲町行政区長
	安部 勝	横倉地区行政区長会会長	前沖第3行政区長
	目黒 孝	小田地区行政区長会会長	戸ノ内行政区長
	佐藤 孝一	枝野地区行政区長会会長	枝野4区行政区長
	佐々 克仁	藤尾地区行政区長会会長	藤尾1区行政区長
	菊地 保次	東根地区行政区長会会長	平貫上行政区長
	根元 三安夫	桜地区行政区長会会長	桜8区行政区長
	今野 良一	北郷地区行政区長会会長	君萱行政区長
	堀米 正利	西根地区行政区長会会長	西根3区行政区長
2 保護者代表者	横山 康	角田小学校父母教師会会長	
	木村 伊織	横倉小学校父母教師会会長	
	佐藤 和隆	金津小学校父母教師会会長	
	大平 一光	桜小学校父母教師会会長	
	岩間 学	北郷小学校父母教師会会長	
	武田 暁	角田中学校父母教師会会長	
	鈴木 貴博	北角田中学校父母教師会会長	
3 学校関係者	齋藤 祐一	角田市校長会会長	角田中学校校長
	横尾 裕美子	角田市校長会副会長	角田小学校校長
4 学識経験者	山内 明樹	仙台大学教授	

計 19 名

## 行政区長との意見交換会及び保護者等に対する説明会の開催概要について

**1 目的** 令和2年1月策定「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（以下「基本構想」という。）」における第3次行動計画構想の検討の前倒しすること及び教育環境のあり方について、各地区行政区長並びに各PTA役員等との意見交換を行うことを目的とした。

**2 参集範囲** 行政区長との意見交換会：各行政区長又は代理者、各自治センター職員、保護者等に対する説明会：各学校PTA役員、学校校長等

**3 説明者** 教育長、教育次長等

### 4 実施年月日

#### (1) 行政区長との意見交換会

月日	1/9	1/10	1/15	1/15	1/17	1/19	1/22	1/25	1/30	2/26	3/22
時間	10:00	9:00	10:00	13:30	10:00	13:30	10:00	11:00	13:30	13:30	13:30
地区	枝野	桜	角田 ①	角田 ②	横倉	東根	角田 ③	藤尾	北郷	西根	小田

#### (2) 保護者等に対する説明会

月日	1/16	1/16	1/26	2/14	2/15	2/16	2/27
時間	18:00	19:00	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30
地区	角田小	横倉小	北郷小	桜小	角田中	金津小	北角中

**5 説明項目** ・角田市学校の適正規模等に関する基本構想の見直しについて

### 6 行政区長との意見交換会 主な質疑

#### ○ 児童生徒数推計について

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を加味すべき  
→ 角田市学校適正規模検討委員会（以下「検討委員会」という。）で、社人研の人口推計も加味し、検討していく。
- ・ 1学年100人を切る時代に、小学校3校も必要なのか。  
→ 検討委員会で検討していく。

#### ○ 学校適正規模検討委員について

- ・ 地域を代表する委員は行政区長から選出することのだが、令和6年3月をもって入れ替えとなることも考慮すべき。  
→ 地域を代表する委員は、各地区区長会長とすることから、区長会長が変更となった場合は、新しい区長会長に引き継ぐことになる。

○基本構想の第3次行動計画構想について

- ・ どこまでが決定事項なのか。
- 児童生徒数推計、学校施設の老朽化等、改めて現状と課題を共有した上で、今後の方向性等について議論していく。
  
- ・ 小中一貫した学校の設置や9年制についても検討するのか。
- 検討委員会の中でその点も加味し協議していく。
  
- ・ 学校の統廃合だけではなく、通学区域の見直しを行い、地域に学校を残すことも考えるべき。
- 検討委員会の中でその点も加味し協議していく。
  
- ・ 小中学校に通わせている児童生徒の保護者からも意見を聴取すべき。
- 小中学校に通わせている児童生徒の保護者に対して、アンケート調査を行う。

○角田中学校について

- ・ 角田女子高跡地に角田中学校を建設するのか。阿武隈川が近いため、心配である。
- 検討委員会の中で現在の角田中学校の敷地に建設するか、あるいは角田女子高跡地に建設するかを、色んな視点から協議していくこととなる。
  
- ・ 角田中学校の校舎の建設については、予定より早く建てるのか。
- 検討を前倒しするだけで、角田中学校の建設は前倒ししない。
  
- ・ 学校を新設するならば、防災機能を備えるなど、多目的利用ができるようにすべき。
- 意見として伺っておく。
  
- ・ 角田中学校を建設するには莫大な費用がかかるため、財政等も補完する資料を用意すべき
- 学校適正規模を検討するうえで、多くの時間・人・金が費やされる。検討委員会で建設場所・施工方法等の方向性が見えてくると、建設計画・費用の試算が可能となる。
  
- ・ 学校建設について、国の補助は何%なのか。
- 校舎の整備は2分の1であるが、学校建設全ての費用が補助対象とはならない。市単独で建設する部分が多くある。

○ 統合後の学校の運営について

- ・ スクールバスとタクシーを併用すべき。
- 東根地区から通っている桜小学校児童については、デマンドタクシーを利用している児童もいる。統合が進んだ場合、その点も考慮する。
  
- ・ 学校の統廃合が進むと、学校が地域からなくなるところもあり、地域の人のつながりが薄れて

いく可能性がある。地域コミュニティ活性化も検討願う。

→ 学校においては、コミュニティ・スクールの設置等を進め、地域の方々と学校関係者が一緒に学校の課題について検討していく。

#### ○住民への説明について

- ・ 地域住民に対しても説明会を行うべき

→ 検討内容等を市のホームページ、広報かくた等に掲載するなど、情報を開示していくほか、中間報告の際、パブリックコメントを行う予定である。

#### ○その他

- ・ 学校統廃合後の旧学校の利活用については、地域の要望を聞き、その要望を考慮して十分検討してほしい。事後報告では困る。
- ・ 人口減少を食い止める対策をすべき。
- ・ 子どもを産み育てやすい環境を整備すべき。
- ・ 市の施策とバランスをとって学校適正規模について検討を進めてほしい。
- ・ 小さな町ながら人口増加している先進地の取組を参考にして、少子化対策を行ってほしい。
- ・ 将来、限界集落にならないよう、有効な施策の取組を行うべき。

## 7 保護者等に対する説明会 主な質疑

#### ○学校適正規模検討委員について

- ・ P T A会長が変わる見込みである。どうすれば良いのか。

→ P T A会長は当て職としてお願いすることから、会長が変われば、新しい会長に委員になっていただく。

#### ○検討委員会の進め方について

- ・ 統廃合対象校の保護者の方が切実であることから、統廃合対象校の保護者を委員にすべきではないか。

→ 各小学校のP T A会長に委員になっていただく。

- ・ 早めに協議を始め、色んな意見をいただくことは、とても良いことだと思う。子ども達の安全を第一に考え、十分に時間をかけて協議してほしい。

→ 統合により、不便をかけることも生じることから、スクールバスや学校の安全対策など、児童生徒により良い環境で学んでもらえるように議論していく。

- ・ なぜ、協議を前倒しして行うのか。

→ 急激な少子化と学校施設の老朽化が深刻化しており、早めに協議をすべきと判断したため。

- ・ 第4次計画・第5次計画と続いていくのか。

→ 今のところ不明である。

○角田中学校について

- ・ 角田女子高が角田中学校の建設予定地になっているが、宮城県に用地買収の協議を始めているのか。

→ 宮城県には、検討委員会で検討する旨伝えてある。

- ・ 角田中学校の建設費用はいくらか。

→ 建設規模、建設地が決定していないことからお答えできない。また、材料費等も高騰している。

- ・ 学校建設基金の創設が議会で認めれているが、この厳しい状況下で必要金額を捻出するのか。

→ その通り見込んでいる。

- ・ 教育環境を整えるため、金津中学校を角田中学校に統合したが、質は向上したのか。

→ 多くの児童生徒がいることで、切磋琢磨できる環境になり、また、中学校においては多くの部活動から選べる環境になっている。

○金津小学校について

- ・ 金津小学校の統廃合は第3次行動計画構想に入っていないのか。

→ その通りである。

- ・ 金津小学校の統廃合は第4次行動計画で協議するのか。

→ 現時点での予定はない。

○その他

- ・ 教育委員会が提示している資料では子どもの数が一方的に減少しているが、市長のマニフェストと相違している。

最終改正:

改正内容:令和5年3月31日角田市教育委員会告示第9号 [令和5年4月1日]

---

○角田市学校適正規模検討委員会設置要綱

令和5年3月31日角田市教育委員会告示第9号

角田市学校適正規模検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、角田市附属機関の設置等に関する条例（令和2年角田市条例第2号）別表に規定する角田市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、学校の適正規模、適正配置及び通学区に関する基本的な考え方並びにその実現に向けた具体的方策について検討し、教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）地域代表者
- （2）保護者代表者
- （3）学校関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める報告までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

---